

## 街頭補導実施要領について

(平成16年3月3日島少甲第79号県警察本部長例規通達)

少年警察活動規則施行細則(平成19年島根県警察訓令第37号。以下「細則」という。)第10条第4項の規定に基づき、次のとおり街頭補導実施要領を定めたので、街頭補導実施上の基準として不良行為少年等の適切な補導に努められたい。

### 記

#### 1 街頭補導の目的

街頭補導は、警察官及び少年補導職員が街頭において、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第5号から第8号までに掲げる少年を早期に発見し、必要な注意、助言等を行うことにより、少年の非行を防止し、その健全な育成に資することを目的とする。

#### 2 街頭補導の対象少年

街頭補導は、非行少年、要保護少年、被害少年及び別表に掲げる行為をする不良行為少年を対象とする。

#### 3 街頭補導の基本的な心構え

- (1) 街頭補導は、細則第3条に示された少年警察活動の基本を旨として実施すること。
- (2) 関係法令を研さんし、少年の処遇上必要な知識・技能の修得に努めること。
- (3) 少年の特性に配慮し、少年の健全育成の観点に立った助言、指導に努めること。
- (4) 少年非行情勢や少年を取り巻く環境に応じた効果的な補導方法に留意すること。

#### 4 街頭補導の方法

- (1) 街頭補導は、警ら、巡回連絡、立入調査、犯罪捜査、検問・検索、交通取締り等あらゆる警察活動を通じて適時適切に実施すること。
- (2) 街頭補導においては、非行少年、不良行為少年のたまり場の実態を把握し、対象少年の早期発見に努めること。
- (3) 「少年の日」等の一斉街頭補導は、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、深夜に営業する飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所及び祭礼等少年が多数集まる場所を重点にし、日時、場所、服装、勤務員等を定めて計画的に実施すること。
- (4) 街頭補導は、努めて学校関係者、少年の健全な育成のための活動を行うボランティア等の参画を得て実施すること。

#### 5 補導上の留意事項

- (1) 警察手帳又は少年補導職員手帳を携帯し、必要により提示する等自らの身分を明らかにすること。
- (2) 少年に対する事情聴取、注意、助言、指導等は、人目に付かないようにするとともに、威圧的な言動を慎み、少年の理解を得た上で、反省を促すように努めること。
- (3) 言葉遣いに注意し、少年の年齢、性別、性格、知能、学職等に応じた分かりやすい言葉を用いること。
- (4) 対象少年の住所、氏名等の記録に当たっては、いたずらに刺激を与えないように、

時間、場所等状況に応じて適切に行うこと。

- (5) 少年からの聴取事項は、事後措置の判断資料となる必要最低限の内容とすること。
- (6) 保護者、学校関係者、職場関係者等を警察署、交番、駐在所等に呼び出してその監督上の注意又は指導を行うときは、その状況により、少年の面を避けるなど配慮すること。
- (7) 街頭補導に際しては、対象少年の事故防止と受傷事故防止に特に配慮すること。

## 6 非行少年に対する措置

街頭補導中に非行少年を発見したときは、非行の程度、要保護性等に応じ、検挙、補導、一時保護等の適切な措置をとった上、細則第9条の規定に基づき報告すること。

## 7 要保護少年及び被害少年に対する措置

児童相談所又は福祉事務所への通告が必要な要保護少年又は被害少年を発見したときは、細則第9条の規定に基づき所属長に報告すること。

## 8 不良行為少年発見時における措置

- (1) 不良行為をしている少年を発見したときは、当該少年に対し、不良行為の中止を促す等必要な注意を行い、非行防止その他健全育成上の必要な助言を行うこと。
- (2) 不良行為少年に所持させることが適当でないと認められる物件は、細則第66条の規定により、適切に措置すること。
- (3) (1)の注意又は助言のみでは少年の非行防止その他健全育成上十分でないと認められるときは、保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すこと。

なお、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者に対しても連絡するよう配慮すること。

- (4) 保護者、学校関係者又は職場関係者に対する連絡の要否は、少年事件選別主任者が判断するものとし、その連絡は、原則として少年担当係の警察官及び少年補導職員が行うものとする。この場合において、少年の居住地、学校又は職場の所在地が他の警察署の管轄区域内であるときは、当該警察署と連携を図ること。

## 9 報告

街頭補導した少年については、細則第64条の規定に基づき報告すること。

別表（２関係）

種 別	行 為
飲 酒	飲酒し、又は飲酒する目的で酒類を所持する行為
喫 煙	喫煙し、又は喫煙する目的でたばこ又は喫煙具を所持する行為
薬 物 乱 用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、又は乱用する目的で所持する行為
粗 暴 行 為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等に発展するおそれのある粗暴な行為
刃 物 等 所 持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害を及ぼすおそれのある物を所持する行為
金 品 不 正 要 求	正当な理由がなく、他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
金 品 持 ち 出 し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
性的いたずら	性的ないたずらをし、他人に性的な不安を生じさせる行為
暴 走 行 為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為
家 出	正当な理由がなく、生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
無 断 外 泊	正当な理由がなく、保護者に無断で外泊する行為
深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかいし、又はたむろする行為
怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
不健全性的行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
不 良 交 友	犯罪性のある人その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
不 健 全 娯 楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
そ の 他	上記のほか、少年の健全育成上支障が生じるおそれのある行為又は自己若しくは他人の徳性を害する行為